平成３０年（フ）第７号
茨城県稲敷市江戸崎乙509番地１
債務者　佐**藤**　輝彦
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第２７３号
福井県吉田郡永平寺町轟第10号５番地１
債務者　鈴木　正実
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７号
福井市漆原町第１号23番地　ヒールコートＩ201
債務者　長原健一郎
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１２号
長野県北安曇郡白馬村八方和田野4688番地
白馬東急ホテル寮内102、住民票上の住所長野県北安曇郡白馬村大字神城21768番地
債務者　足立　清江
１　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第３６号
兵庫県西宮市青木町12番９－205号
債務者　**廣**瀬　治雄
１　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第４１号
兵庫県尼崎市東塚口町１丁目６番１－503号
債務者　内田　晶子
１　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第４７号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目19番４号　ホワイトコーポ101号室、住民票上の住所大阪市中央区平野町３丁目３番７－402号
債務者　鏡味　由功
１　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第８２号
兵庫県尼崎市崇徳院２丁目161番地の１
債務者　永里　眞一
１　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２７５号
奈良県宇陀市大字陀迫間162番地の４　アキノハイツ302号
債務者　羽澤　繁明
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第３００号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀6371番地６
債務者　間下　雅彦
１　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２６号
宮崎県延岡市西階町３丁目62番地15
債務者　赤木　昌俊
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第９号
宮城県角田市神次郎字中田105番地２
債務者　関田こずえ
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第２７６号
金沢市西金沢３丁目103番地　モンフレールＩ　103号、住民票上の住所兼従前の住所金沢市駅西本町５丁目６番13号
債務者　瀬尾　和幸
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７７号
金沢市駅西新町２丁目１番35号　ヨシグルーシャＩ　103号、住民票上の住所兼従前の住所金沢市駅西本町５丁目６番13号
債務者　瀬尾　淑恵
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２６号
兵庫県尼崎市長洲本通２丁目３番８号
債務者　山田　仁貴
親権者　山田　総子
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２２号
奈良市川上町393番地　第２号市営住宅第２－106号
債務者　末原　可奈（旧姓赤井・奥田・谷田・森田）
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
奈良地方裁判所